

第六十三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 六 号

昭和四十五年三月二十四日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 堀谷 一夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 阿部 文男君

理事 笠岡 喬君

理事 兵衛 兵輔君

山口 敏夫君

渡部 一郎君

出席政府委員

總理府總務副長

官 淺 徹郎君

委員外の出席者

臨時引揚者特別

交付金業務室長

事務取扱 栗山 廉平君

内閣委員会調査

室長 茨木 純一君

委員の異動

三月二十日

辞任

中山 利生君

山口 敏夫君

東中 光雄君

同日

辞任

川崎 秀二君

砂原 格君

谷口善太郎君

補欠選任

砂原 格君

川崎 秀二君

谷口善太郎君

同日

補欠選任

山口 敏夫君

中山 利生君

東中 光雄君

第一類第一号 内閣委員会議録第六号 昭和四十五年三月二十四日

三月十九日

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九一七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

○天野委員長 これより会議を開きます。

法制一般に関する件について調査を進めます。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等の協議の結果に基づき、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四派共同をもって、お手元に配付いたしておりますとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

引揚者等に対する特別交付金の支給の請求の実情にかんがみ、その請求期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 この際、その趣旨について説明を求めます。堀谷一夫君。

○堀谷委員 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律は、長年の懸案であった在外財産問題の最終的解決をはかるため、引き揚げ者、その遺族及び引き揚げ前死亡者の遺族に対して、特別の措置として特別交付金を支給する趣旨により昭和四十二年に制定されたものであります。

この特別交付金は、原則として本年三月三十一日まで請求しなかつた者に対しては支給しないこととなっており、大部分の方々はその請求手続を終了したものであります。しかしながら、戦後二十余年を経過しておりますため、請求に必要な資料の収集などの理由により、いまだ請求されない方々もあるように考えられます。

そこで、この際、この法律制定の趣旨からして、一人でも多くの方々がその利益に均てんできようとする請求の期限を一年延長し、昭和四十六年三月三十一日までとするともに、引き揚げ者の引き揚げの日または死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和四十三年四月二日以後である場合におけるその請求の期限についても一年延長して、それぞれそれらの日から起算して三年を経過する日に改めようとするものであります。これが本案の趣旨でございます。

以上でございます。

○天野委員長 別に御発言もありませんので、おはかりいたします。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来たる二十六日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

